

バレッドライフ for NURO 重要事項 (※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「バレッドライフ for NURO」

(2) サービスの種類

お客さまに対して上記サービス用の電話番号を通知することにより、株式会社グローバルキャスト（以下「当社」といいます）による、日本語でのパソコン/スマートフォン/タブレット/インターネットに関する利活用の電話レクチャー及び遠隔レクチャーサービスの提供に関するサービス。

(3) ご利用料金月額基本料金：550 円(税込) 追加購入時間：1,650 円（税込）/30 分

これに加えて、電話レクチャーサービスおよび遠隔レクチャーサービスを利用するたびに、月額基本料金とは別に通信料が発生します。

「バレッドライフ for NURO」のご利用には、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

- 1.ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
- 2.その他ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める支払方法 ※

※ お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

対応回数超過の際の追加購入時間については当社が定めるクレジットカードにて別途お支払いください。

支払時期：各支払方法に定める時期によります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、当社の申込み処理手続きが完了した後、当社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名称 株式会社グローバルキャスト

住所 愛知県名古屋市中区丸の内1丁目15番20号

代表者氏名 川口 英幸

(7) レクチャーの単位

1日1回30分まで、毎月6回まで。

※ レクチャーの時間は30分を一つの区切りとし、解決に至っていない場合でも対応時間が30分を超えると件数をカウントすることがあります。

(8) 特典・キャンペーンについて

NURO 光 2G 各種プランをご利用のお客さま

マイページにてご確認ください。

NURO 光 for マンション/NURO 光 10G をご利用のお客さま

マイページにてご確認ください。

(9) サービスに隠れた瑕疵がある場合の当社の責任について

上記サービスの提供に関し、当社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。また、月内基本対応回数を超過した際の損害賠償責任は、追加購入金額を上限とし、当社はこれを賠償します。

(10) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「バレットライフ for NURO 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

アルティウスリンク株式会社内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(11) サービスおよびサービスに関する利用契約の解約又は解除に関するお問い合わせ先

■ NURO 光 2G 各種プランをご利用のお客さま

NURO 光 サポートデスク

https://1738.jp/nuro_con